

2023

愛媛労働

～役立つ愛媛の労働情報～

令和5年12月号



毎月15日に愛媛県内の労働に関する情報をお届けしています。
(15日が土日祝日の場合は、前営業日となります。)

目次



愛媛県からのご案内・お知らせ

男性育休取得促進セミナー取組報告会を開催しました！	1
第61回技能五輪全国大会開催結果	2
令和5年度愛媛県職業能力開発促進大会を開催！	3
令和6年度県立産業技術専門校入校生の募集について（普通課程：後期試験）	4
えひめ業務改善応援事業－業務改善&賃上げに応援金を活用しませんか？	5
離職者等緊急生活資金について	6
地域若者サポートステーションのご紹介	7
ひめボス宣言事業所認証制度パンフレット	8
中小企業労働相談所のご利用について	10
「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」展開中！	11
人材不足の課題を女性の活躍で解決！	12
中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 登録企業の募集	14
奨学金返還支援制度（IT人材確保枠）助成対象者向けチラシ	15
労働委員会の窓（令和5年11月分）	17

愛媛労働局からのご案内・お知らせ

愛媛県特定最低賃金の改正のお知らせ	18
「年末年始における労働災害防止対策の徹底に係る要請」について	20
12月は職場のハラスメント撲滅月間です	32
愛媛労働局ハラスメント相談窓口について	33
年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう	35
キャリアアップ助成金「正社員化コース」を拡充しました！	37
障害者雇用に関する優良中小事業主認定制度について	39
不妊治療と仕事との両立支援担当者等向け研修会のご案内	41
ケアプラザ新居浜のご案内	43
労働保険料の令和5年度第3期分の納付期限について	44

男性育休取得促進セミナー取組報告会を開催しました！

令和5年11月15日（水）、松山市総合コミュニティセンターで「男性育休取得促進セミナー取組報告会」を開催しました。

このセミナーは、仕事と育児の両立や女性活躍に繋がる働きやすさと働きがいのある環境づくりを促進するため、令和4年度から開催しています。

育休取得経験者による体験談では、株式会社三好鉄工所の幾島佳則さんから、「自分が抜けることに対して不安はあったが、上長や同僚がしっかりとフォローしてくれて、チームの力を感じた。」

「育休からの復帰後は業務中の時間の使い方を工夫し、残業をせずなるべく早く帰るようになった。」「同僚や後輩にもどんどん育休を取るよう勧めたい。」といったお話がありました。

参加企業による取組報告会・発表会では、男性育休に対するそれぞれの現状や課題、これまでの取組、今後の目標などについて紹介しました。

最後にこれまでのセミナーを振り返り、男性の育児休業の取得を促進する必要性について改めて確認・共有し、全3回にわたるセミナーを終了しました。



【参加企業（五十音順）】

- ・株式会社愛亀
- ・株式会社アテックス（代読）
- ・株式会社風土
- ・青木電気工業株式会社
- ・株式会社エス・ピー・シー
- ・株式会社三好鉄工所



【参加企業の声（参加者アンケートより）】

- ・体験談について、上司・同僚のサポートが素晴らしいと思いました。もともとはなかった育休取得の風土をここまで醸成するには、社長の意思と皆さんの理解や努力があったからだと思います。取得する側の不安というのもよくわかったので、サポートし、寄り添い安心感を与える必要があると思いました。
- ・このようなセミナーがなければ改めて男性育休について会社として考える機会がなかったかもしれないので、とても貴重でした。
- ・取組報告会・発表会の中であった、参加企業の社長の「男性の育休は『取るか取らないか』を議論する時代から『いつ、どれだけ取らせるか』の時代です」という言葉は、経営者としての姿勢が素晴らしいなと思いました。育休を推進していくうえで、即効性がある重要なポイントだと思います。
- ・働きやすい環境、男性育休やその他の休暇が取りやすい企業であることが、社内の仕組みづくりにも影響を与え、会社の継続につながると感じました。

第61回技能五輪全国大会開催結果

《概要》

大谷 紘太郎 選手 銅賞受賞 おめでとうございます！

原則23歳以下の青年技能者が、41の職種で技能レベルの日本一を競う大会「第61回技能五輪全国大会」が、令和5年11月17日(金)から21日(火)まで、愛知県で行われ、愛媛県からは、当日10名の選手が出場し、それぞれの技能を競いました。

競技の結果、とび職種の大谷紘太郎選手が、見事、銅賞を受賞されました。

誠におめでとうございます！



《競技の結果》

【愛媛県出場登録選手】

競技職種	氏名	所属機関(学校)名	備考
フラワー装飾	松田 志穂	花凜	
とび	大谷 紘太郎	大谷総業株式会社	銅賞
洋裁	西原 百香	愛媛県立愛媛中央産業技術専門学校	
	河内 瀬七		
レストランサービス	芳野 晴香	河原外語観光・製菓専門学校	
電子機器組立て	北山 凜	愛媛県立松山工業高等学校	
	染山 優樹		
	谷本 亨太		
	成瀬 大希		
	菊地 奏仁		

令和5年度 愛媛県職業能力開発促進大会を開催！

《概要》

11月30日（木）愛媛県生涯学習センターにおいて、令和5年度愛媛県職業能力開発促進大会が、愛媛県、愛媛県職業能力開発協会及び愛媛県技能士会の共催により開催されました。

大会では、黄綬褒章や厚生労働大臣表彰などの顕彰・伝達に続いて、愛媛マイスター認定証の授与等が行われたほか、職業訓練の推進や技能検定制度の普及促進に功労のあった方々の表彰、技能検定優秀賞の授与などが行われました。

また、表彰式後は、「ポスト技能実習制度の方向性と今後の課題」と題して、愛媛県中小企業団体中央会の稲垣徹事務局長に講演を行っていただきました。

●黄綬褒章受章者

高橋 直孝【手刺繍工】（河西屋）

●厚生労働大臣表彰受賞者

○人材開発行政関係功労者

村田 毅之（松山大学）

○認定職業訓練関係功労者

影浦 達也

（職業訓練法人 松山共同職業訓練協会）

○技能検定関係功労者

野村 繁樹（有野村自動車）

●職業訓練功労者等知事表彰受賞者

○技能検定関係優良事業所

株式会社濱崎組

○技能検定関係功労者

武智 竜二（愛媛県室内装飾事業協同組合）

吉本 謙二（愛媛県サッシ工事技能士育成会）

亀川 謙三（愛媛県板硝子組合）

高瀬 寛之（株ユタカ）

稲越 貞光（(公社)建設荷役車両安全技術協会 愛媛県支部）

○優秀技能者

武智 忠広（有たけちスタジオ）

石村 朗（ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング(株)西条工場）

三谷 真（中国料理 舞華）

星川 安弘（星川結納店）

星川 富貴子（星川結納店）

●愛媛マイスター

内田 敏之【パン製造】（有内田パン）

越智 浩【酒造】（石鎚酒造(株)）



職業訓練功労者等知事表彰受賞者



←内田氏
愛媛マイスター
↓越智氏



技能検定優秀賞受賞者
（愛媛県知事賞）

令和6年度 県立産業技術専門校入校生の募集について (普通課程：後期試験)

概要

県立産業技術専門校では、就職のために必要となる専門的な知識や技能を習得する職業訓練を行っています。進路、就職にお悩みの方に、ぜひ御応募いただきますよう御案内をお願いします。

科目一覧

産業技術専門校	訓練科目	定員(人)	期間
新居浜産業技術専門校 〒792-0060 新居浜市大生院1233-2 TEL (0897) 43-4123	メカトロニクス科	10	2年
	自動車整備科	15	2年
	メタル技術科	15	2年
愛媛中央産業技術専門校 〒799-1534 今治市桜井団地4-1-1 TEL (0898) 48-0525	今治タオルものづくり科	10	2年
	服飾モード科	10	2年
	ビジネスデザイン科	15	1年
	設備エンジニア科	10	2年



※後期試験で定員を満たさなかった場合、追加募集を行うことがあります。



応募資格

高等学校卒業業者又はこれと同等以上の学力を有する方

※訓練科目・定員などは変更になる場合がありますので、事前に確認してください。

応募手続

以下の応募書類に必要事項を記入して、新卒者の方は各産業技術専門校、離職者の方はハローワークに提出してください。

- 1) 入校願書（入校選考料2,200円を愛媛県収入証紙により納付してください。）
- 2) 写真（6か月以内に撮影、脱帽、正面、上半身像で縦4cm×横3cm）
- 3) 出身高等学校発行の進学用調査書（各訓練科によって異なります。）

選考方法と日程

筆記試験、適性検査、面接試験により選考します。

願書提出期間	入校選考日	合格発表日	開講日
令和6年1月15日（月）～2月27日（火）必着	3月5日（火）	3月12日（火）	4月10日（水）

※ 普通課程のうち、中期試験の募集（12月15日(金)入校選考）で定員を満了した訓練科については、後期試験以降の選考試験を実施しないため、募集科目や応募手続など詳細については、各産業技術専門校にお気軽にお問合せください。また、入校ガイド・入校願書の様子を県ホームページに掲載しているほか、産業技術専門校又はハローワークで配布しています。

訓練を受講するに当たって必要となる経費

入校選考料：2,200円
 入校料：5,650円
 授業料：月額 9,900円

※金額は改定になる場合があります。
 （作業着・教科書・工具等については、自己負担が必要です。）

寄宿舍料：光熱水費の実費相当額（新居浜産業技術専門校のみ寄宿舍利用可）

※ 詳細については、各産業技術専門校にお気軽にお問合せください。



手に貼つけるなら愛媛県
 立派な就職先
<http://www.pref.ehime.jp/sangisen/index.html>



えひめ業務改善応援事業 業務改善 & 賃上げに応援金を活用しませんか？

《概要》

愛媛県では、物価高騰の中、**業務改善など生産性向上と賃上げ**に積極的に取り組む**県内中小企業等の皆様を対象**に、国の業務改善助成金の上乗せ補助や同助成金対象外の企業への**独自の支援制度**（えひめ業務改善応援事業）の**申請を受付**しています。

※助成金対象外の企業への申請受付は締め切りました

①は国の業務改善助成金と併せて、②は物価高騰対策の一助として、是非御活用ください。

① 業務改善応援金	② 物価高騰対策応援金												
<p>申請期限 2月20日(火)</p> <p>国の業務改善助成金における助成率に応じて 応援金を上乗せ補助として支給</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>助成率が 4/5 の場合</p> <p>↓</p> <p>助成金の確定額 × 1/10</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>助成率が 9/10 の場合</p> <p>↓</p> <p>助成金の確定額 × 1/20</p> </div> </div> <p>【対象事業場】 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内 【補助率】 1/10～1/20 相当</p>	<p>申請受付を 締め切りました</p> <p>設備投資(省エネ機器導入含む)やコンサルティング導入、従業員の教育訓練などにより、生産性を向上させ、事業場内最低賃金を30円以上引き上げる中小企業等に、設備投資等に係る対象経費支出額に補助率を乗じた額と下表の補助上限額を比較して、いずれか低い方の額を応援金として支給</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c8e6c9;">事業場内最低賃金の時間給相当額の引き上げ額</th> <th style="background-color: #c8e6c9;">賃上げ引き上げ労働者数</th> <th style="background-color: #c8e6c9;">補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">30円以上</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">600,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2～3人</td> <td style="text-align: center;">900,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4～6人</td> <td style="text-align: center;">1,000,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7人以上</td> <td style="text-align: center;">1,200,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【対象事業場】 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が51円以上 【補助率】 4/5</p>	事業場内最低賃金の時間給相当額の引き上げ額	賃上げ引き上げ労働者数	補助上限額	30円以上	1人	600,000円	2～3人	900,000円	4～6人	1,000,000円	7人以上	1,200,000円
事業場内最低賃金の時間給相当額の引き上げ額	賃上げ引き上げ労働者数	補助上限額											
30円以上	1人	600,000円											
	2～3人	900,000円											
	4～6人	1,000,000円											
	7人以上	1,200,000円											

③①に係る申請は**社会保険労務士に依頼した場合に、費用の一部を補助**します！

③ 社会保険労務士等への報酬費用補助

報酬費用の1/2を5万円を上限に応援金として支給

【申請方法】

下記お問い合わせ先へ郵送、又は愛媛県ホームページのWeb申請をご利用ください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1749

こちらからも
アクセスできます



お問い合わせ先

えひめ業務改善応援事業事務局

TEL：089-909-5841 (受付時間：土日祝日除く 9:00～12:00、13:00～17:00)

〒793-0003 松山市三番町四丁目9番地5 5F いよてつ総合企画

離職者等緊急生活資金のご案内

《概要》

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

《お申込み可能な方》

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
- 原則として、18歳以上65歳以下であること。

（離職者の方）

- ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
- ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
- ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。

（休業者の方）

- ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
- ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。

離職者緊急生活資金

資金用途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間／5年以内
(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額／100万円(離職者一人につき)
- 保証／保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要。
- 必要書類／住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

休業中の緊急生活資金

資金用途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間／5年以内
(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額／100万円(休業者一人につき)
- 保証／保証機関
- 必要書類／住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

地域若者サポートステーションのご紹介

愛媛県では、ニートと呼ばれる若者及び就職氷河期世代の職業的自立を支援する窓口として、

- えひめ若者サポートステーション（えひめサポステ）
 - 東予若者サポートステーション（東予サポステ）
- を設置しています。まずは一步、お気軽にご相談ください。



【支援対象】

15歳～49歳で仕事に就いておらず、家事も通学もしていない方及びその保護者等

【支援内容】

- 個別相談・グループカウンセリング（相談員、臨床心理士によるものなど）
- 職業ふれあい事業（職場見学、社会見学、ボランティア活動など）
- ジョブトレーニング（ジョブトレーナー付き添いによる職場体験など）
- ワークショップ、セミナー（パソコン個別指導、ボイストレーニングなど）
- 保護者セミナー（親子ふれあい心理講座、わかりやすい交流分析など）
- 職場体験・職場チャレンジ事業（短期(3日程度)の職場体験、1か月の職場訓練など）

【設置場所など】

えひめ若者サポートステーション

- 住所：松山市湊町5丁目1番地1
いよてつ高島屋南館3階
- 利用時間：10時～18時（月～土曜日）
- 電話：089-948-2832
- E-mail：sp-station@lagoon.ocn.ne.jp
- H P：http://www.i-esapo.jp/

※南予地域（宇和島市・八幡浜市・大洲市）では出張相談会を実施（10時～16時）

東予若者サポートステーション

- 住所：新居浜市繁本町8-65
（新居浜市市民文化センター内）
- 利用時間：10時～18時（月～金曜日）
- 電話：0897-32-2181
- E-mail：toyo-sp@mx.netwave.or.jp
- H P：http://www.i-tsapo.jp/

※今治市・西条市・四国中央市では出張相談会を実施（13時～17時）



愛媛県は、人口減少対策、女性活躍、仕事と家庭の両立支援に本気で取り組むため、
愛媛県版イクボス「ひめボス宣言事業所」と「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」の認証を統合。
新制度をスタートしました。

新しい「ひめボス宣言事業所」 認証制度がスタートしました！

女性活躍推進や仕事と家庭の両立支援などに
積極的に取り組んでいる企業や
これから始めたいという企業を愛媛県が全力で応援!!
すべての人がいきいきと働ける環境づくりと
企業の成長をバックアップします。



よくあるご質問
その他のよくあるご質問は
WEBサイトをご確認ください。



Q.旧制度の
ひめボス宣言事業所ですが、
新たな手続きが必要ですか？

A.自動的にみなし認証となりますが、2026年3
月31日までに新しい「ひめボス宣言事業所認証
制度」の申請をしていただく必要があります。

Q.えひめ仕事と
家庭の両立応援企業は、
ひめボス宣言事業所になれますか？

A.新しい「ひめボス宣言事業所認証制度」に
統合されましたので、新制度の申請をしてい
ただく必要があります。

Q.県内に本社のほか、支店、
営業所など複数の事業所がありますが、
それぞれの支店や営業所からも
申請が必要ですか？

A.県内に本社又は事業所を有して事業活動を行
う者が対象となり、申請は一般事業主（一般
事業主行動計画を提出している者）単位で行
います。支店・支社単位での認証は行いません。本
社が認証を受けることにより、それが支店・支社
にも及ぶことになります。

Information

愛媛県が取り組む活動支援

ひめボス宣言事業所認証制度
WEBサイトがオープンしました！



申請要綱・認証事業所の
紹介・各種イベント情報
などを発信。オンライン申
請もこちらのサイトより
お手続きいただけます。



コンサルタント派遣



ひめボススーパープレミアム
認証取得を目指す事業所をサ
ポート！社会保険労務士が課
題抽出など認証取得に向けた
支援をいたします。



詳細・
お申込みは
こちら

EVENT 2023年度

HIMEBOSSトップセミナー

県内企業の経営者・管理職者を対象に、経営戦略・成長戦略として
の女性活躍推進・仕事と家庭の両立の実現に向けたマネジメント
スキルを学ぶセミナー。

女性たちの語り場サロン

様々な分野で活躍する女性を招き、県内の女性参加者100人のスキル
アップに向けた新しい出会いを創出するイベント。

※詳細は決まり次第WEBサイトにてお知らせいたします。

働く人に笑顔も。
企業に成長も。



愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 男女参画・子育て支援課 男女参画グループ

ひめボス事務局

〒790-8686 愛媛県松山市湊町7丁目7番地1
(セキ株式会社内)

089-903-8822

WEBサイト

<https://himeboss.jp>
申請やお問合せはこちら▶



本事業は、
「株式会社エス・ピー・シー、
セキ株式会社」が
愛媛県の委託を受け運営しています。

愛媛県

みんなが活躍できる 職場へ、みんなに選ばれる企業へ。

ひめボス認証は、より魅力ある企業へと変革・成長する県内企業を応援します。

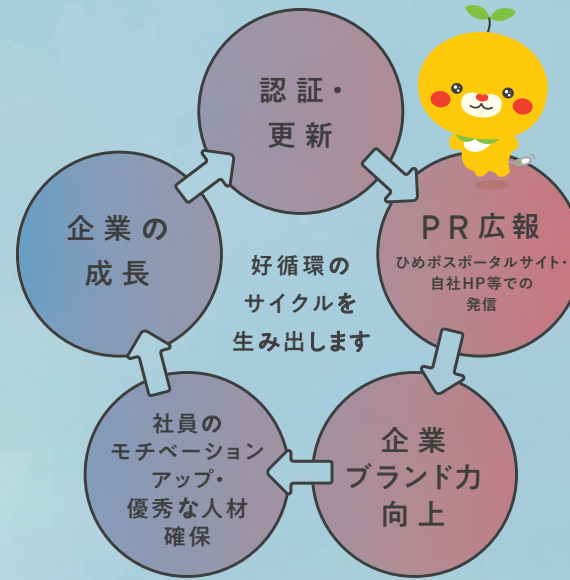


「ひめボス宣言事業所」認証制度とは？

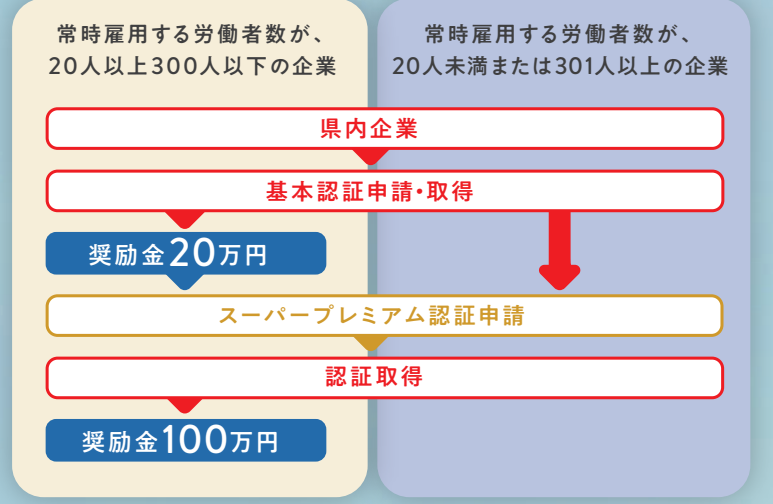
県内企業の成長に向けて、男女ともに働きやすくやりがいをもって就業継続できる職場環境の整備を推進する企業を県が認証する制度。女性が活躍でき、誰もが家庭と仕事を両立できる職場づくりを後押しするとともに、「選ばれる企業」としてのブランド力の向上と優秀な人材確保を支援します。

ひめボス宣言事業所認証取得による企業経営のメリット

- 業務の効率化・生産性向上
- 優秀な人材確保・定着
- 新事業開発・事業革新
- 企業価値の向上、さらなる成長へ



FLOWCHART



※常時雇用する労働者が20人未満の事業所であっても、2023年3月31日までに旧制度の「ひめボス宣言事業所」の登録または「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」の認証を受けている場合には、奨励金の支給対象となります

認証制度

※上位認証については、要件達成のほか県の審査により決定いたします

奨励金支給

※奨励金支給の対象は、認証を取得の上、常時雇用する労働者数が20人以上300人以下の企業となります
※支給については、要件達成のほか、県の審査により決定いたします



基本認証とは…

基本認証は、企業側が女性活躍推進法などに基づく行動計画を策定することで受けられる認証



上位認証とは…

基本認証の要件に加え、従業員全体に占める女性労働者の割合や、男性の育休取得率100%など、より高いハードルの要件を達成することで受けられる認証

認証の手順 提出書類などの詳細はWEBサイトをご確認ください



基本認証申請要件

●1~4の要件をすべて満たすこと
※申請要件・提出書類詳細はWEBサイトをご確認ください

- 宣言の実施
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
- 育児・介護に関する法に基づく規定やハラスメント禁止規定の整備

上位認証(スーパープレミアム)申請要件

●1~4の要件を2つ以上(労働者数301人以上の企業は3つ以上)、5及び6の要件は必須
※上位認証については、要件達成のほか県の審査により決定いたします
※県外に本社のある企業における各要件の達成については、別途お問合せください

- 女性労働者の割合が国の定める平均値※以上
- 女性労働者の平均勤続年数が国の定める平均値※以上または、「女性労働者の平均勤続年数」÷「男性労働者の平均勤続年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上
- 女性の非正規から正社員への転換実績または過去に在籍した女性の正社員再雇用実績
- 女性管理職の割合が国の定める平均値※以上
- 出産した女性労働者の就業継続率80%以上
- 男性労働者の育休取得率100% (育児目的休暇含む。取得日数2週間以上(ただし当面5日以上))

※国の定める平均値:女性活躍推進法に関する厚生労働省通知で定める産業ごとの平均値
※基本認証を取得した企業が申請できます
※申請要件・提出書類についての詳細はWEBサイトをご確認ください

基本認証の実績に対する奨励金20万円

上位認証の認証に対する奨励金100万円

※常時雇用する労働者が20人未満の事業所であっても、2023年3月31日までに旧制度の「ひめボス宣言事業所」の登録または「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」の認証を受けている場合には、奨励金の支給対象となります

奨励金申請の手順



基本認証の奨励金(20万円)申請要件

●原則A・Bから1つ以上、C・D・Eから1つ以上達成で申請いただけます

- | | | |
|--------|---|--|
| 推女性活躍 | A | 出産育児等で離職した女性の再雇用
実績/再雇用制度について、社内規程または就業規則に規定のうえ、2023年4月1日以降に再雇用し、6ヶ月以上就労 |
| | B | 職場環境の整備
●女性更衣室や休憩室、トイレの整備 実績/女性の採用人数等の増加
●女性労働者が少ない事業所における女性採用説明会の開催 実績/女性の採用人数等の増加
●リカレント教育制度の創設など 実績/リカレント教育制度について社内規程または就業規則に整備した上で、2023年4月1日以降に実績1人以上 |
| 両立支援推進 | C | 男性の育児休業等の取得日数の増加
実績/通算28日以上取得(育児目的休暇含む。) |
| | D | 男性の育児休業取得率100%
実績/男性育休取得率100%かつ育休取得者2人以上 |
| | E | 育児・介護休業法の水準を上回る仕事と育児の両立支援に係る勤務制度または休暇制度の整備
実績/下記1~4のすべて、及び5~9のうち1つ以上について、小学校3年生までの子のために利用できる制度とし、就業規則等に規定していることかつ、2023年4月1日以降を期とする1~9のいずれかの利用実績(ただし1~8については法で義務付けられた年齢を超える子のための利用実績に限る)
① 所定外労働の制限(残業の免除) ② 時間外労働の制限(残業時間の制限) ③ 所定労働時間の短縮措置 ④ 子の看護休暇
⑤ 深夜業の制限 ⑥ フレックスタイム制 ⑦ 始業・就業時間の繰上げ・繰下げ(時差出勤制度) ⑧ 育児休業制度に準ずる措置 ⑨ 育児目的休暇 |



中小企業労働相談所のご利用について

労働問題でお悩みの方は、
中小企業労働相談所をご利用ください。



各中小企業労働相談所では、相談員が相談をお受けするほか、関係機関への紹介等も行っています。（労働者の方、使用者の方、どちらの相談にも応じます）

また、中予地方局に設置している松山中小企業労働相談所では、毎月2回（原則、第一・第三金曜日の10時から15時）労働問題の専門家である社会保険労務士による相談も実施しています。

いずれも相談料は**無料**で、秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

電話での相談もお受けしています。



【愛媛県中小企業労働相談所】

相談所	所在地	受付時間	電話番号
西条中小企業労働相談所 （東予地方局商工観光課内）	〒793-0042 西条市喜多川 796-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0897-56-1300 （内線 465）
今治中小企業労働相談所 （東予地方局今治支局商工観光室内）	〒794-8502 今治市旭町 1-4-9	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0898-23-2500 （内線 318） 0898-22-8598 （直通）
松山中小企業労働相談所 （中予地方局商工観光課内）	〒790-8502 松山市北持田町 132	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	089-909-8760 （直通）
宇和島中小企業労働相談所 （南予地方局商工観光課内）	〒798-8511 宇和島市天神町 7-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0895-28-6146 （直通）
八幡浜中小企業労働相談所 （南予地方局八幡浜支局商工観光室内）	〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0894-22-4111 （内線 234）

「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」展開中！

《概要》

愛媛県では、女性が自らの能力を発揮して正社員として活躍できるように、「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」を展開中！

本プロジェクトでは、「事業者向け支援」、「女性求職者向け支援」、「紹介予定派遣制度を活用した支援」の3つの支援を通じて、女性の良質で安定的な就労の実現や人手不足に悩む県内企業の人材確保をサポートします。

《プロジェクトの内容》

【事業者向け支援】

- ダイバーシティセミナー（ZOOM オンライン開催）
- 中小企業診断士等の専門家派遣

【女性求職者向け支援】

- キャリアアップ者の職場復帰支援セミナー
- 県内企業の魅力発見セミナー
- 職場見学
1月17日（水）10:00～15:00 開催

○マッチング交流会

【紹介予定派遣制度を活用した支援】

- 就職に必要なビジネススキル等の習得支援
- キャリアコンサルタントによる職業相談
- 人材マッチングの支援



《専門家派遣による受入環境整備支援のご案内》

丁寧なヒアリングで貴社に合った専門家を派遣します！

お申し込み

お申し込みは下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

ヒアリング

課題等を事務局が御社へ伺いヒアリング。

マッチング

ヒアリングの結果をもとに専門家、支援内容を決定。

支援実施

専門家が策定した支援計画をもとに伴走型支援で課題を解決。

【お問い合わせ先】（TEL）089-947-0038 （メール）ehime-seikikoyou@crie.co.jp



専用サイト

<https://ehime-joiseikoyoushien.jp>



公式LINE

LINE 公式アカウントで本プロジェクトの最新情報を発信

えひめの女性おしごと応援プロジェクト

人材不足の課題を

女性の活躍で 解決！



意欲ある女性がその能力を発揮して県内で正社員として活躍できるよう、研修・カウンセリング及び紹介予定派遣制度を活用したマッチング支援を行うことにより、良質で安定的な就労の実現や人手不足に悩む県内企業の人材確保を応援します。



企業・事業者向け支援

企業・事業者

参加

- ・ダイバーシティセミナー
- ・専門家派遣による受入環境整備支援

女性求職者向け支援

女性求職者

参加

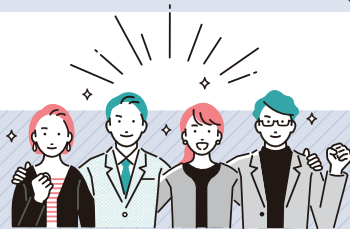
- ・県内企業の魅力発見セミナー
- ・キャリアブランク者の職場復帰支援セミナー
- ・職場見学・マッチング交流会

紹介予定派遣制度を活用した支援

人材育成プログラムの提案

キャリアコンサルティング

人材マッチング支援



人材確保・良質な雇用環境

詳細は裏面をご覧ください ➡

● 支援一覧

企業・事業者向け支援

ダイバーシティセミナー

女性活躍等に取り組む企業に所属の方を講師に迎え、女性活躍の必要性やメリット、ノウハウ等を学ぶセミナーを開催。

専門家派遣による受入環境整備支援

中小企業診断士等の専門家を派遣し、求職者のニーズにあった求人要件の設定や就労環境整備の実現に向けたアドバイスをおこなうなど、女性が活躍できる受け入れ環境を整備するための伴走支援を実施。



女性求職者向け支援

県内企業の魅力発見セミナー

就職・転職を希望している女性求職者を対象に、県内企業の魅力をPRするセミナーを開催。

キャリアブランク者の職場復帰支援セミナー

子育てや介護等により、キャリアにブランクが生じている女性求職者を対象に、円滑な職場復帰を支援するためのセミナーを開催。

職場見学・マッチング交流会

就労先で働くイメージを醸成し、職場の雰囲気を体感できる職場見学や、企業のご担当者様と求職者の交流会を実施。



紹介予定派遣制度を活用した支援

人材育成プログラムの提案

研修プログラム等を活用し、就職に必要なビジネススキル習得の支援を行います。

人材マッチング支援

求人企業の人材ニーズをヒアリングし、事業に参加する女性求職者との適切なマッチングを実施致します。

キャリアコンサルティング

専任のキャリアコンサルタントが求職者の方の適性や希望に合った就労へと繋げるため、きめ細やかな職業相談を行います。



本事業の紹介予定派遣のメリットについて

紹介予定派遣とは？

紹介予定派遣とは、派遣期間終了後に本人と派遣先企業双方の合意のもと、直接雇用を結ぶことを前提とした働き方です。

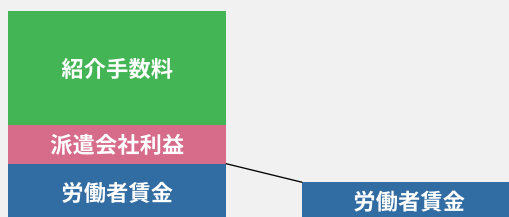
本事業の紹介予定派遣のポイント

有料職業紹介とは異なり、約2か月の派遣期間を通して求職者の適正を判断することができるため、直接雇用後のミスマッチを軽減することができます。また、本事業を活用することで、通常の紹介予定派遣と比べて負担費用が少なくなります。

本事業における紹介予定派遣の比較

通常の紹介予定派遣の場合

本事業をご利用した場合



ご紹介例

労働者賃金：1,100円・派遣会社利益：600円（ご請求単価：1,700円）
月間労働時間 160時間かつ正社員後の仮定年収：250万円の場合

採用費用 採用方法	派遣料金	紹介手数料	計
本事業における紹介予定派遣	176,000円 ※1	手数料なし ※2	176,000円
通常の紹介予定派遣	544,000円	750,000円	1,294,000円
有料職業紹介		750,000円	750,000円

※1：派遣料金は、労働者賃金の1/2の金額負担のみとなります。

賃金 1,100円 × 派遣期間 2か月（320時間） × 1/2 = 負担賃金 176,000円

※2：紹介手数料が不要となります。（紹介手数料は仮定年収の30%で試算）

ご請求単価は職種・職務内容によって変わります。詳しくはお問い合わせください。

本事業の紹介予定派遣サービス お申込みの流れ

- STEP1** 求人ヒアリング
求人サイトへ掲載
- STEP2** 求職者の人選
- STEP3** 求職者のご提案
選考開始（書類選考・面接・適性検査）
- STEP4** 内定承諾後、契約手続き
入社
- STEP5** 約2ヶ月の試用期間後（派遣契約）
両者同意の上、正社員切り替え

※派遣期間2ヶ月は目安です。期間は相談に応じます。

参加申し込み・お問い合わせ

下記「電話」「メール」「WEB」にてお気軽にご連絡ください。

電話

089-947-0038

平日（月曜～金曜）9時00分～17時30分

E-mail

ehime-seikikoyou@crie.co.jp

WEB

https://ehime-joseikoyoushien.jp/



主催：



運営事業者

事務局 | 受託会社：株式会社クリエアナブキ

〒790-0003 松山市三番町4-9-6 NBF 松山日銀前ビル2階（株式会社クリエアナブキ内） | URL: https://www.crie.co.jp/

愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 登録企業を募集しています！

《概要》

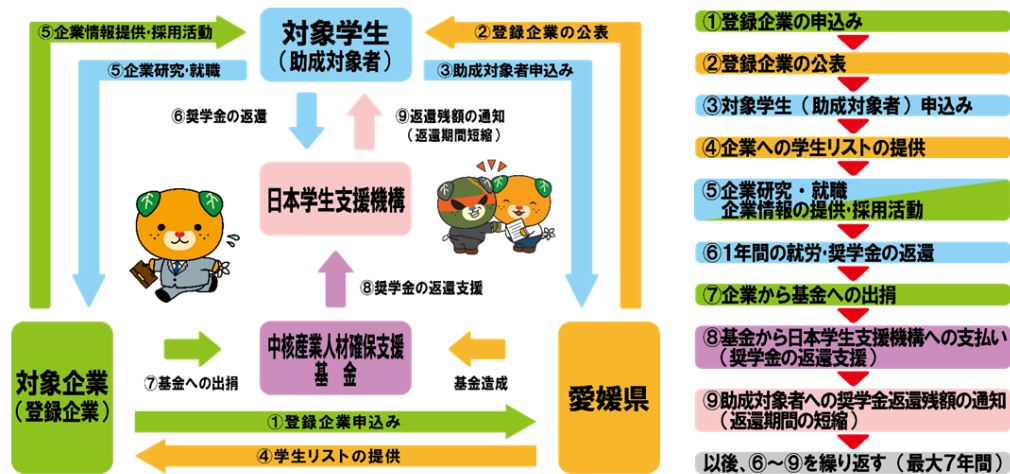
愛媛県では、県内産業を支える中核人材となる大学生等の県内定着やU・Jターン就職を促進するため、県内の登録企業に就職した場合に、県と登録企業が出捐した基金により、**奨学金の返還を助成する制度**（愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度）の**登録企業を募集**しています。

本制度の趣旨に賛同いただける県内企業のみなさまは、ぜひご登録をお願いします！

企業のメリット



中核産業人材確保支援制度の流れ



～詳細はコチラ（県 HP）～

<https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/kigyoubosyu.html>



《登録申請》

登録申請フォームから電子申請をお願いします。

（登録申請フォーム URL）

<https://logoform.jp/form/XG6n/kigyoutourokushinsei>



愛媛県と県内企業が共同で
奨学金の返還を支援！

最大**141.1**万円
最長**7**年間助成

助成対象者を募集します

(愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 IT人材確保枠)

● 本制度の対象となる方

本制度の対象となる方は、以下の**全ての要件に該当**する方とします

- ① 日本学生支援機構の**第一種・第二種奨学金の貸与を受けている方**
- ② 情報処理推進機構が定める**ITスキル標準レベル2以上**の情報処理技術者試験に合格している方
- ③ 大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍する、卒業前年次若しくは卒業年次の方
又は 既卒者で**登録企業への就職を希望する方**（応募時点で登録企業に雇用されている方を除く）

● 制度の概要

- IT人材の県内企業への就職・定着を促進するため、あらかじめ県の認定を受けた学生や求職者が、本制度に登録した県内企業に就職し、継続して就業した場合に、愛媛県と登録企業が共同で奨学金の返還を助成するものです。
- 助成金額は、1年間（10月分～翌年9月分）の**奨学金返還額の4/5又は20.16万円のいずれか低い額**とし、**最長7年間助成**します。（最大141.1万円）
- 助成額は、原則として日本学生支援機構に支払います（返還期間が短くなります）。

● 助成までの流れ



認定申請

申請書、履歴書、奨学金貸与証明書、資格試験の合格証明書を愛媛県に提出してください
(様式は県HPに掲載しています)



就職活動

各企業の募集案内に基づいて採用選考を受験してください
(就職先が決定した場合は、県に報告してください)



登録企業へ就職 継続して就業

本制度への登録企業に就職し、1年間（10月～翌年9月）奨学金を返還し、継続して就業した場合、助成の対象となります



交付申請

県からの案内に基づいて、交付申請書や勤務先企業の在籍証明書等を提出してください



助成

県と企業が拠出した基金から、日本学生支援機構に助成額を支払います
(返還期間が短くなります)

※就職活動後（内定取得後）に資格試験に合格した場合で、内定先企業（登録企業）の了承が得られた場合は、就職活動後に申請を行っても差し支えありません。
(ただし、就職前（入社前）に申請を行う必要があります)

志望業種・企業が決まっていなくても、まずは申請を！

● 本制度に関するお問い合わせ ●

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課

TEL: 089-912-2506 E-mail: sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

HP: https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/it_jinzai.html

愛媛 IT奨学金

検索



登録企業一覧

(令和5年11月8日時点・五十音順)

会社名称	市町	産業分類	主な採用予定職種							リモートワーク制度	
			プログラマー	システムエンジニア	ネットワークエンジニア	データベースエンジニア	サーバーエンジニア	コンサルタント IT	プロジェクトマネージャー		その他
株式会社アイムービック	松山市	情報通信業		●							有り
株式会社伊予エンジニアリング	松山市	情報通信業	●	●						●	有り
株式会社 いよぎんコンピュータサービス	松山市	情報通信業	●								—
株式会社NPシステム開発	松山市	情報通信業	●	●	●	●	●				—
株式会社オフィス・クラフト	宇和島市	情報通信業	●	●	●	●	●	●	●		有り
株式会社コモテック	松山市	情報通信業	●	●		●	●	●	●		—
株式会社シスディブリンク	西条市	情報通信業	●	●		●		●	●		—
システムアーク株式会社 四国支店	松山市	情報通信業	●	●	●	●			●		—
株式会社 システムサポートサービス	松山市	情報通信業	●	●							有り
株式会社瀬戸内	今治市	専門・技術サービス業	●	●			●	●	●		有り
ソフトサイエンス株式会社	松山市	情報通信業	●	●					●		—
株式会社タイワ	新居浜市	情報通信業	●								有り
株式会社ひめぎんソフト	松山市	情報通信業	●	●	●	●					有り
フェイス・ソリューション・ テクノロジーズ株式会社松山支店	松山市	情報通信業	●	●							有り
福助工業株式会社	四国中央市	製造業	●	●							—
株式会社ユイ・システム工房	松山市	情報通信業	●	●				●			有り

労働委員会の窓（令和5年11月分）

《会議関係》

- 11月9日 第78回全国労働委員会連絡協議会総会（～10日 東京都）
「個別あっせんにおける工夫・配慮、スキル向上の取組について」など3件
- 11月17日 第1331回公益委員会議
「本県の労働相談の概況と相談事例について」など2件
- 11月24日 第1225回愛媛県労働委員会総会
「令和5年調整個別第1号福祉業紛争あっせん事件について」など7件

《個別的労使紛争関係》

○ あっせん事件

事件番号	業種	あっせん事項	申出年月日 申出者	あっせん 回数	終結状況
5年個別 第1号	福祉業	雇用契約書に基づく業 務等の内容での復帰	R5.10.16 労働者	1回	解決

○ 労働相談

	相談者数	相談件数
11月	22	43
累計（4月～）	207	388

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。
相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8502 愛媛県松山市北持田町 132 番地

メールアドレス roudouji@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tirouji/>

愛媛県特定最低賃金の改正のお知らせ

愛媛労働局では、特定最低賃金を改正し、令和5年12月25日から施行することとしました。施行後の最低賃金額は次のとおりです。

- ① パルプ、紙製造業最低賃金（1時間1,006円）
- ② はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（1時間997円）
- ③ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（1時間987円）
- ④ 船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（1時間1,015円）

上記の特定最低賃金には、適用除外の労働者と、①から③の産業には適用除外の業種が定められており、これらに該当する場合は愛媛県最低賃金（1時間897円）が適用されます。

使用者も労働者も
必ず確認、
最低賃金！



詳細は次ページの一覧表又は愛媛労働局ホームページをご覧ください。
ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

◆愛媛労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/>



◆お問い合わせ先

愛媛労働局 賃金室（電話 089-935-5205）

又は、最寄りの労働基準監督署

松山労働基準監督署（電話 089-917-5250）

新居浜労働基準監督署（電話 0897-37-0151）

今治労働基準監督署（電話 0898-32-4560）

八幡浜労働基準監督署（電話 0894-22-1750）

宇和島労働基準監督署（電話 0895-22-4655）

特定最低賃金

産 業 名	時 間 額	適 用 除 外	改正発効年月日
パルプ、紙製造業 (機械すき和紙製造業、手すき和紙製造業、内装用ライナー製造業、建材原紙製造業は除く。)	1,006 円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による梱包、レッテルはり、捺印、選別又は検査の業務 ハ 炊事、湯茶の給仕、守衛又は雑役の業務	令和5年 12月25日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 (計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業は除く。)	997 円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ バリ取り・溶接かす取り、洗浄、さび若しくは傷の防止のための塗装、検数、包装又は手作業による機械部品の組立ての業務 ハ 中子の造型、卓上ボール盤による穴あけ又はプレスによる打抜き業務	令和5年 12月25日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業は除く。)	987 円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による検数、選別、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務 ハ 手作業により又は手工具若しくは小型手持電動工具を用いて行う磨き、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、曲げ又はバリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)	令和5年 12月25日
船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,015 円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 小物類のサンダーがけ、断熱・防火材(木ぎ装を除く。)の取付け若しくは取外し、パイプ水圧試験の検査補助、パイプ・ゴムホース類の漏れの点検又は足場部材の整備の業務 ハ 簡単な工具若しくは器具の修理又は消耗品の払出しの業務	令和5年 12月25日
各種商品小売業 (衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できないもの。)	897 円	左記の特定(産業別)最低賃金は、令和5年10月6日から、愛媛県最低賃金額が適用されています。	令和5年 10月6日

- (注) ① 特定最低賃金の適用を除外された産業又は業務には**愛媛県最低賃金**が適用されます。
 ② 臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など)、時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、精皆勤手当・通勤手当・家族手当は、算入されません。
 ③ 派遣労働者については、派遣先の最低賃金が適用されます。

愛媛県最低賃金

時 間 額	897 円	改正発効年月日	令和5年10月6日
-------	-------	---------	-----------

年末年始における労働災害防止対策の徹底について

愛媛労働局では、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とした「愛媛第14次労働災害防止推進計画」をスタートさせ、本計画期間中に、年間の労働災害による死亡者数(以下「死亡者数」という。)を過去最少とする7人以下にすること、新型コロナウイルスのり患によるものを除く年間の休業4日以上労働災害による死傷者数(以下「死傷者数」という。)を令和4年死傷者数1,517人から5%以上削減(1,441人以下)することを目標としています。

しかしながら、本年の死亡者数は、10月末現在で10人と前年同期比で1人増加し、なかでも建設業では5人の方が、さらにそのうち4人の方が墜落、転落により亡くなられており、死亡災害撲滅に、より一層の取組が必要となっています。

さらに、本年の死傷者数は、10月末現在で1,202人と前年同期比で79人増加し、なかでも製造業(35人増加)、林業(25人増加)、道路貨物運送業(13人増加)、社会福祉施設(13人増加)では、大幅な増加が認められており、これらの業種における労働災害防止対策の強化が必要となっています。

これから年末・年始を迎えるに際し、慌ただしい状況下での作業や、設備等の清掃、点検、修理、停止及び立ち上げといった非定常作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害等の危険が増すことから、愛媛労働局では、死亡災害の撲滅と一層の労働災害防止のため、令和5年12月1日から令和6年1月15日までの年末年始の期間中、中央労働災害防止協会主唱の「令和5年度 年末年始無災害運動」も踏まえ、下記事項の徹底を図ることといたしました。

各事業者におかれましては、本対策の趣旨を御理解いただき、下記事項を重点に労働災害防止対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

1. 全ての業種における基本的な対策

- (1) 期間中の安全衛生方針の樹立と経営トップ等による表明
- (2) 職場の安全パトロールによる機械及び設備等の総点検
- (3) 年末年始の大掃除等を契機とした5S(整理、整頓、清掃、清潔、しつけ)の徹底
- (4) リスクアセスメントに基づく職場の危険因子の洗い出しとリスク低減対策の実施
- (5) KY(危険予知)活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- (6) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (7) 転倒危険個所の洗い出しや危険個所の見える化などの転倒災害防止対策の徹底

- (8) 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づいた、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の推進
- (9) 腰に負担がかかる作業や不自然な作業姿勢の防止など、「職場における腰痛防止対策指針」の推進
- (10) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- (11) 交通安全教育の実施や適性な労働時間の管理などの交通労働防止対策の推進
- (12) 安全衛生旗の掲揚やポスター掲示等による安全衛生意識高揚対策の実施

2. 上記1に加え死亡災害や死傷災害が増加している業種における重点対策

(1) 建設業

墜落・転落のおそれのある作業について、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等、高所からの墜落・転落災害防止対策の推進

(2) 製造業

はさまれ・巻き込まれなどによる労働災害の危険性の高い機械等について、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づくリスクアセスメントの適切な実施

(3) 林業

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」に基づいた、安全な伐木方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急連絡体制の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等々の安全対策の実施

(4) 陸上貨物運送業

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づいた、安全衛生管理体制の確立、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等荷役作業における安全対策の推進

参考資料

資料1 令和5年死亡災害発生状況一覧表(令和5年10月末現在)

資料2 令和5年労働災害発生状況一覧表(令和5年10月末現在・新型コロナウイルスのり患によるものを除く)

資料3 令和5年死傷災害(休業4日以上)の内訳等(令和5年10月末現在・新型コロナウイルスのり患によるものを除く)

資料4 令和5年度年末年始無災害運動(中央労働災害防止協会リーフレット)

資料1 令和5年死亡災害発生状況一覧表(令和5年10月末現在)

愛媛労働局

番号	所轄署	発生月 発生時間帯	業種	被災者			発注者	発生状況	事故の型 起因物
				性別	年齢	職種			
1	新居浜	1月 11時台	その他の建築工事業	男	25	とび職	民間	被災者は、スレート屋根上に仮設された足場上で作業を行っていた。使用していた工具をスレート屋根上に落としたため、足場からスレート屋根に乗り、工具を拾いに向かっていた際、スレートを踏み抜き、約13m下の床面に墜落した。	墜落・転落 屋根
2	松山	2月 8時台	その他の建築工事業	男	41	清掃員	民間	作業員2名(代表者と被災者)が商業ビルの防水工事現場に到着した後、代表者は、他の用務にて一時的に現場を離れることとなった。代表者は、被災者に対しビル屋上に道具を運搬するよう指示した。 その後、代表者は現場に戻ってきたが、被災者が見当たらないことから商業ビルの屋上付近を捜していたところ、屋上から約12m下の別の建物(パーキングの電気室)の屋上に被災者が倒れているのを発見した。	墜落・転落 建築物、構築物
3	新居浜	3月 16時台	その他の建設業	男	63	その他の作業員	民間	被災者は、ボイラーの煙道内部で掃除作業を行っていた。直径約4メートルの開口部から約20メートル墜落した。	墜落・転落 建築物、構築物
4	新居浜	3月 5時台	商業	男	48	配達員		被災者は、バイクに乗って新聞配達途中、赤信号のため路上に停止していたトラックの後部に激突した。	交通事故(交通事故) バイク
5	新居浜	4月 9時台	その他の建設業	男	41	管理者	民間	被災者の他4名が、熱交換器(重量2.4t)の搬入作業を行っていた。熱交換器は、同容器の下部に取り付けられていたチルローラーと呼ばれる搬送用器具を使用して、人力により通路を移動していた。チルローラーが外れたことから同容器が倒れ、被災者が同容器に激突され、同容器と通路との間に挟まれた。	激突され 人力運搬機

資料1 令和5年死亡災害発生状況一覧表(令和5年10月末現在)

愛媛労働局

番号	所轄署	発生月 発生時間帯	業種	被災者			発注者	発生状況	事故の型 起因物
				性別	年齢	職種			
6	今治	4月 20時台	水運業	男	59	技術者		被災者は、事業場が所有する船舶の定期検査に立会するためトルコ共和国の造船所に出張中、ジブクレーンに轢かれたものと推定される。	はさまれ・巻き込まれ クレーン
7	八幡浜	8月 11時台	林業	男	69	林業		林道開設工事において、被災者がチェーンソーで掘削法面上の立木を伐採（以下、同伐木を伐木という。）したところ、伐木が他の立木（以下、立木という。）にかかり木となり立木が根本から倒れ、さらに立木が別の立木（以下、立木という。）にかかり木となったことで立木が根本から被災者の方向に倒れ、立木の上部が被災者の頭部に激突した。	激突され 立木等
8	松山	9月 8時台	その他の土木工事業	男	57	土工	民間	被災者は、貯水タンク修繕工事において、移動式クレーンでつり上げたカゴに乗り、チェーンソーで斜面上の支障木の枝払い作業を行っていたところ、乗っていたカゴが傾いたため被災者は5.7m下の道路面に墜落した。	墜落・転落 移動式クレーン
9	松山	10月 15時台	産業廃棄物処理業	男	41	運転者		クリーンセンター内において、パッカー車が収集したごみの入った荷箱を上昇させて、ごみをピットに投入しようとしたところ、ごみが荷箱から落下しなかったため、パッカー車の前輪が浮き上がり、運転者が乗ったままのパッカー車が約6m下のピット内のごみの上に落下し、運転者が死亡した。	墜落・転落 トラック
10	八幡浜	10月 13時台	その他の商業	男	40	作業員		作業員がドラム缶の上蓋をバーナーで溶断している際にドラム缶が爆発し、溶断作業を行っていた作業員が死亡した。	爆発 引火性の物



資料2 令和5年労働災害発生状況一覧表(令和5年10月末現在・新型コロナウイルスのり患によるものを除く)

愛媛労働局

業種別	局		増減		松山		新居浜		今治		八幡浜		宇和島	
	5年	4年	件数	増減率	5年	4年	5年	4年	5年	4年	5年	4年	5年	4年
全産業	(10) 1202	(9) 1123	+79	+7.0%	(3) 510	(2) 441	(4) 334	324	(1) 146	(2) 139	(2) 119	(3) 131	93	(2) 88
製造業	329	(3) 294	+35	+11.9%	87	68	125	120	63	(2) 59	34	(1) 39	20	8
食料品製造業	90	68	+22	+32.4%	40	23	17	15	4	8	21	17	8	5
繊維工業	9	8	+1	+12.5%	1		3	3	5	4		1		
その他の繊維製品	4	3	+1	+33.3%	1		1		2	3				
木材・木製品製造業	17	23	-6	-26.1%	9	9	4	6			1	4	7	
家具・装備品製造業		4	-4	-100.0%		2					1	1		
パルプ・紙製造業	20	12	+8	+66.7%	1		18	12			1			
紙加工品製造業	17	20	-3	-15.0%		2	17	18						
印刷・製本業	5	6	-1	-16.7%		1	2	4	3					1
化学工業	15	8	+7	+87.5%	3	4	8	4			2		2	
窯業土石製品製造業	8	13	-5	-38.5%	2		1	5	1	2	3	6	1	
鉄鋼業	5	5	±0	±0	1		4	5						
非鉄金属製造業	2	3	-1	-33.3%			2	3						
金属製品製造業	45	36	+9	+25.0%	10	6	21	16	11	14	1		2	
一般機械器具製造業	24	22	+2	+9.1%	7	8	15	12	1	2	1			
電気機械器具製造業	10	4	+6	+150.0%	6	3	3				1		1	
輸送用機械器具製造業	42	(3) 34	+8	+23.5%	1	1	3	9	34	(2) 22		(1) 1	4	1
電気・ガス・水道業	1	4	-3	-75.0%		1			1	1		1		1
その他の製造業	15	21	-6	-28.6%	5	8	6	8	1		1	5	2	
鉱業	1	1					1			1				
建設業	(5) 126	(5) 153	-27	-17.6%	(2) 46	(1) 51	(3) 35	43	12	19	15	(2) 23	18	(2) 17
土木工事業	(1) 49	(3) 52	-3	-5.8%	(1) 17	16	8	13	4	6	11	(1) 8	9	(2) 9
建築工事業	(1) 51	58	-7	-12.1%	25	23	(1) 12	12	5	6	3	11	6	6
うち木造家屋建築工事業	11	13	-2	-15.4%	5	6	3			1	1	3	2	3
その他の建設業	(3) 26	(2) 43	-17	-39.5%	(1) 4	(1) 12	(2) 15	18	3	7	1	(1) 4	3	2
鉄道・道路旅客業	(1) 11	13	-2	-15.4%	7	8	2	2	(1) 2	3				
道路貨物運送業	129	116	+13	+11.2%	57	58	46	30	11	11	9	13	6	4
貨物取扱業	13	6	+7	+116.7%	9	2	3	4	1					
うち港湾運送業	6	2	+4	+200.0%	2		3	2	1					
農業	17	32	-15	-46.9%	3	4	1	2	3	1	5	11	5	14
林業	(1) 41	16	+25	+156.3%	10	7	5	3	1		(1) 13	6	12	
畜産・水産業	23	22	+1	+4.5%	3	3	4	3		3	9	2	7	11
商業	(2) 164	163	+1	+0.6%	83	83	(1) 40	41	16	19	(1) 12	6	13	14
うち小売業	(1) 117	117	±0	±0	63	59	(1) 27	29	11	14	6	4	10	11
金融広告業	9	6	+3	+50.0%	7	4	1	1	1					1
映画・演劇業			±0	±0										
通信業	27	15	+12	+80.0%	16	8	5	3	2	1	4	3		
教育研究	19	14	+5	+35.7%	14	8	3	5	2			1		
保健衛生業	152	134	+18	+13.4%	84	69	35	31	15	12	11	16	7	6
うち社会福祉施設	102	89	+13	+14.6%	55	43	26	21	6	9	9	11	6	5
接客娯楽業	51	44	+7	+15.9%	29	26	10	10	9	3	2	1	1	4
うち飲食店	31	29	+2	+6.9%	18	17	8	8	4	1	1	1		2
清掃と畜業	(1) 46	52	-6	-11.5%	(1) 29	26	9	14	5	6	1	1	2	5
官公署		1	-1	-100.0%				1						
その他の事業	44	(1) 41	+3	+7.3%	26	(1) 16	9	11	3	1	4	9	2	4

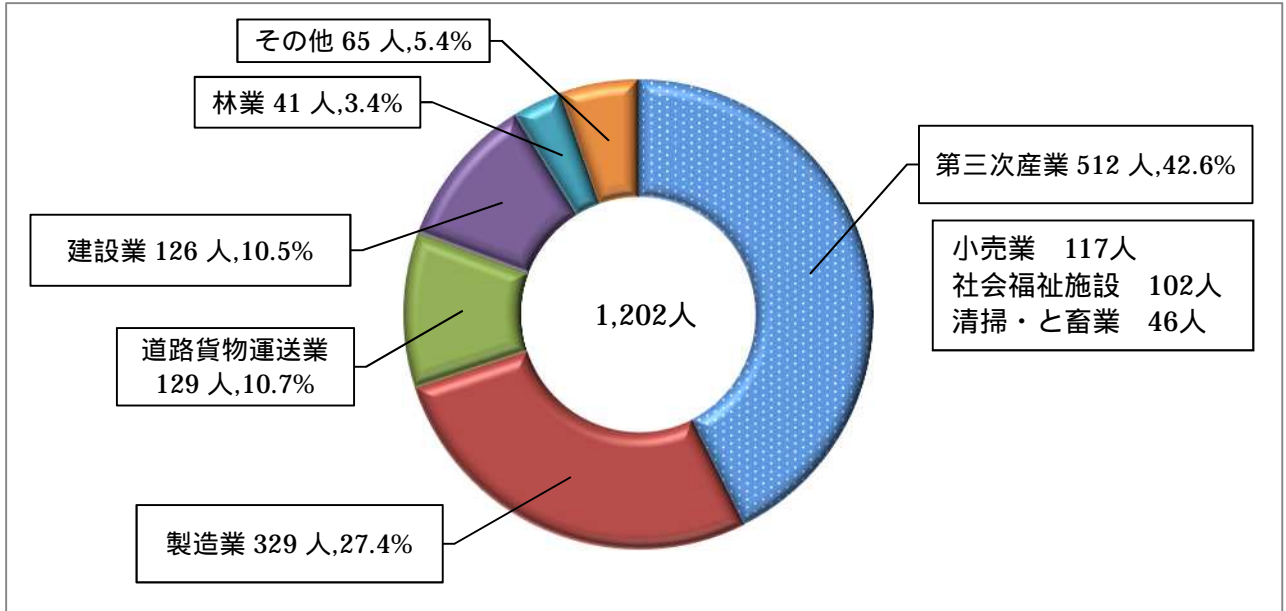
労働者死傷病報告書による休業4日以上の死傷者数を集計したもので、()内は、死亡者数を表し内数である。

令和5年死傷災害（休業4日以上）の内訳等

(令和5年10月末現在・新型コロナウイルスのり患によるものを除く)

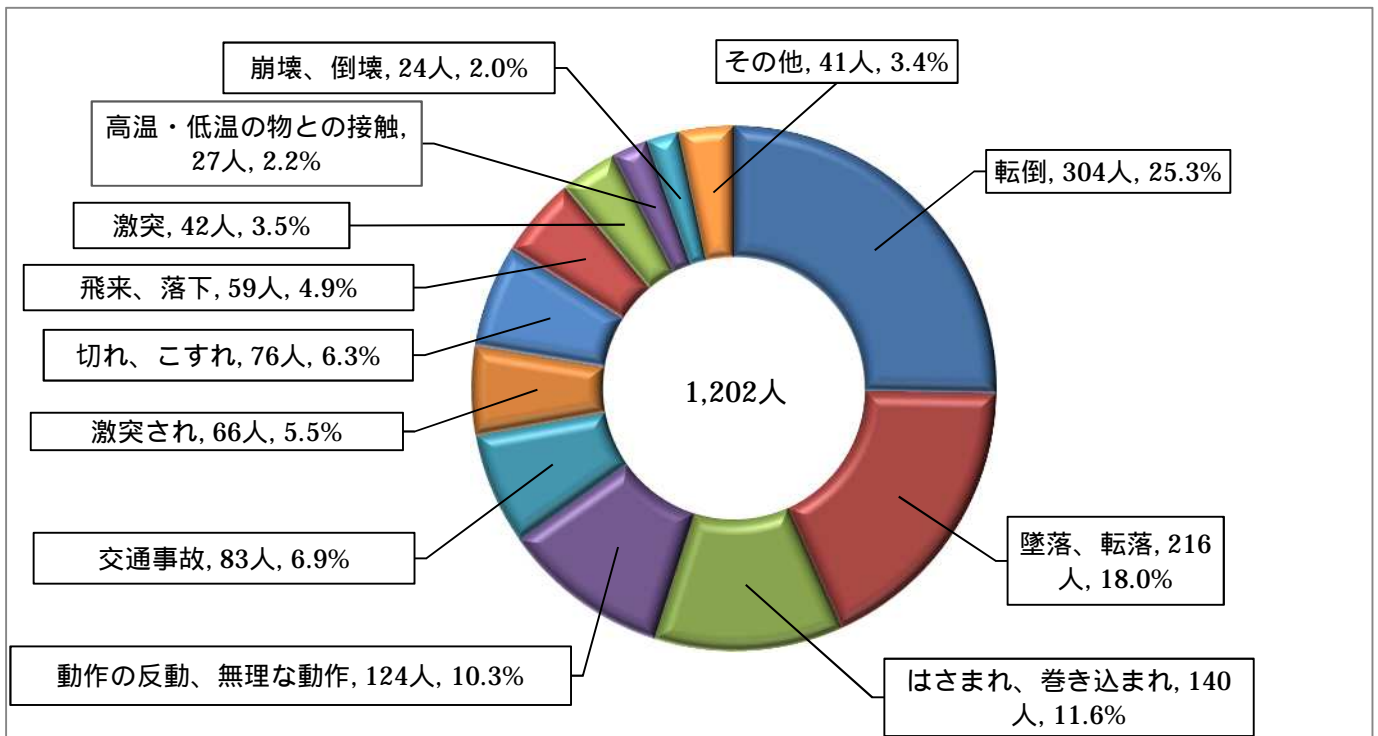
愛媛労働局

1 業種別死傷災害発生状況



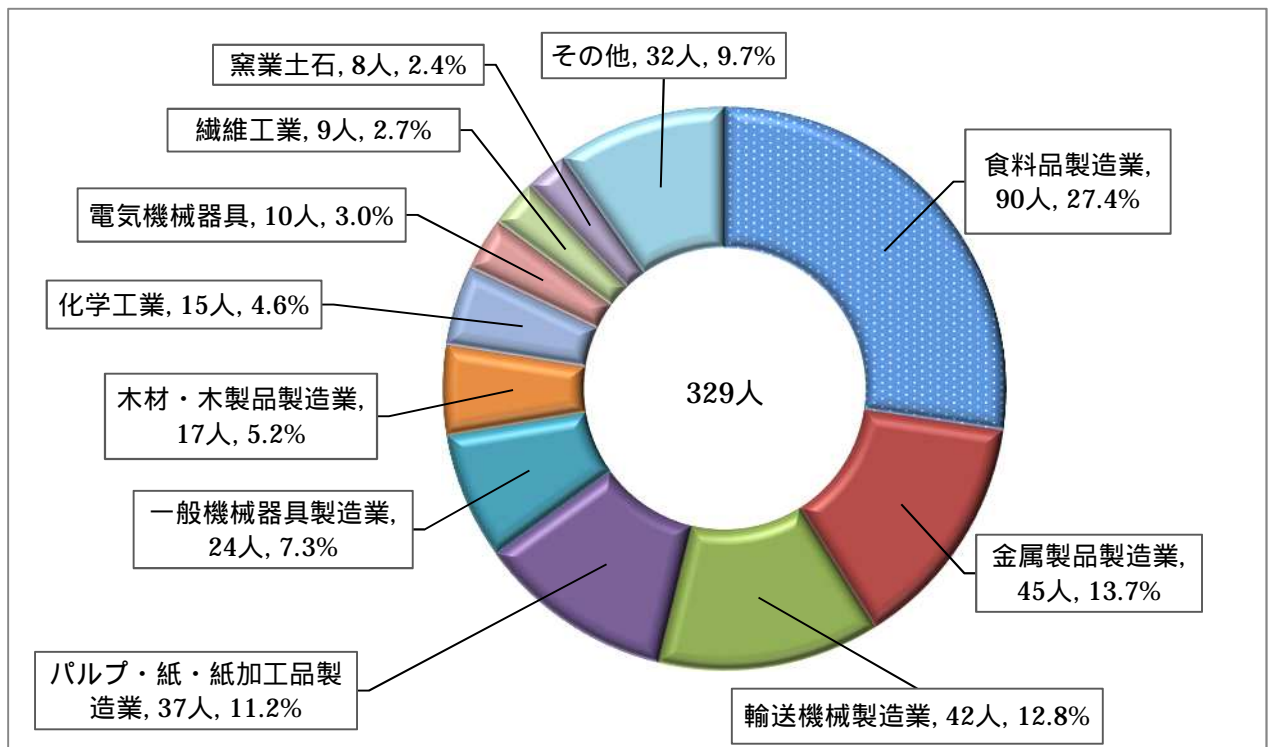
・第三次産業が労働災害全体の4割以上を占めた(42.6%)。

2 事故の型別死傷災害発生状況



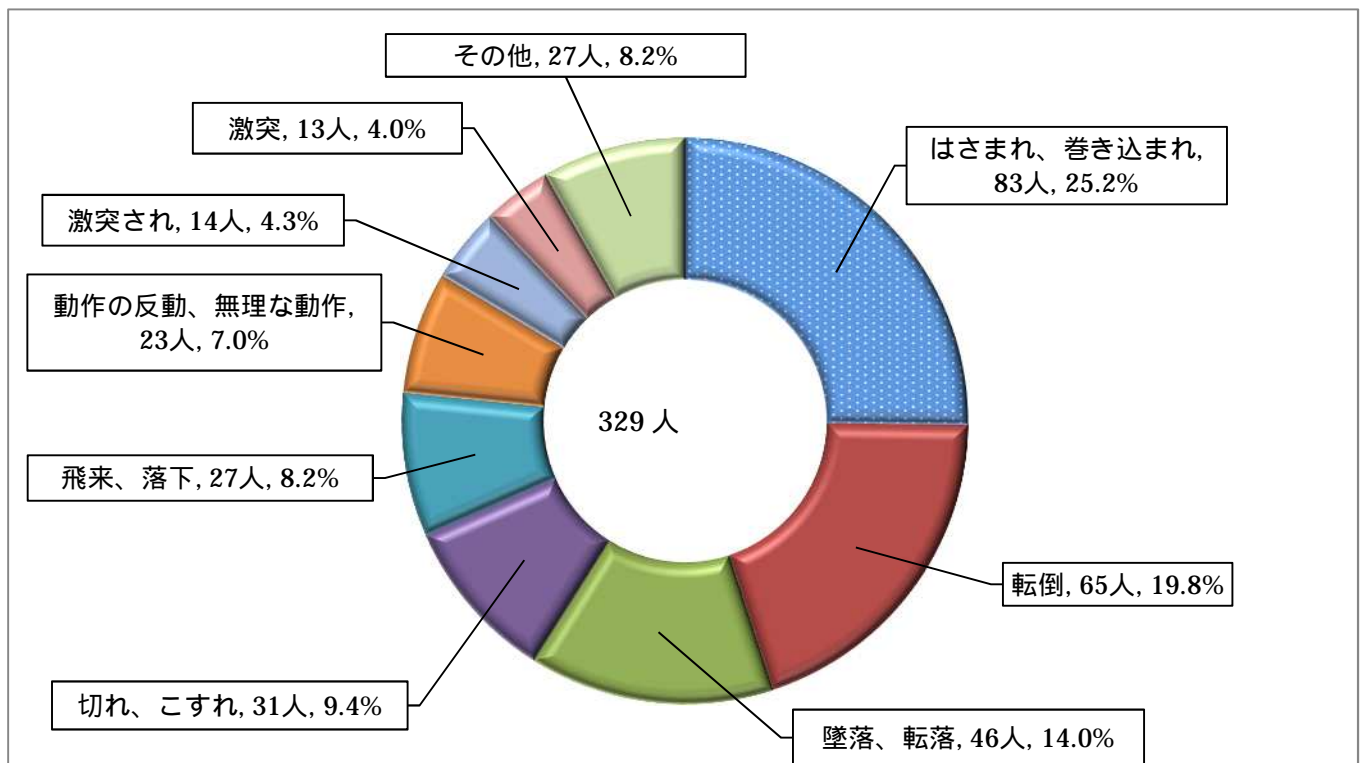
・労働者の行動に起因する災害(「転倒」、「動作の反動、無理な動作」)が、労働災害全体の3分の1以上を占めた(35.6%)。

3 製造業における業種別死傷災害発生状況



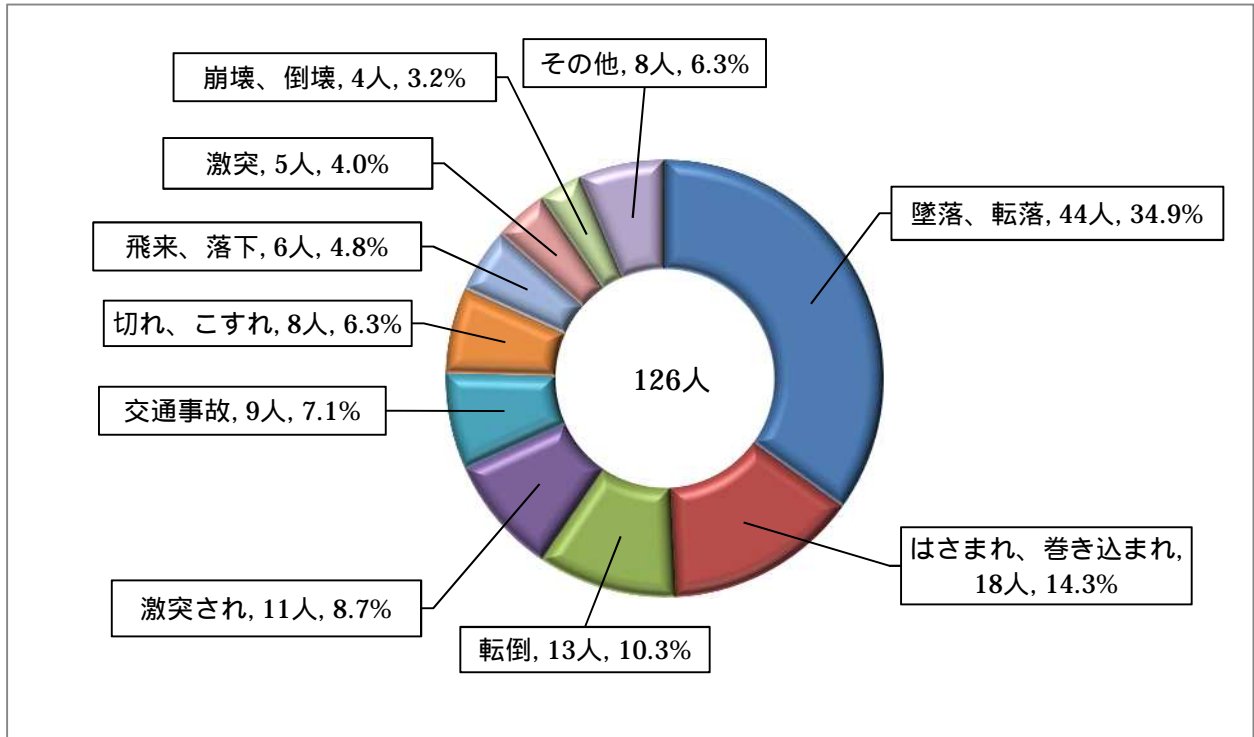
・「食料品製造業」の占める割合が、製造業の死傷災害のなかで最も高かった(27.4%)。

4 製造業における事故の型別死傷災害発生状況



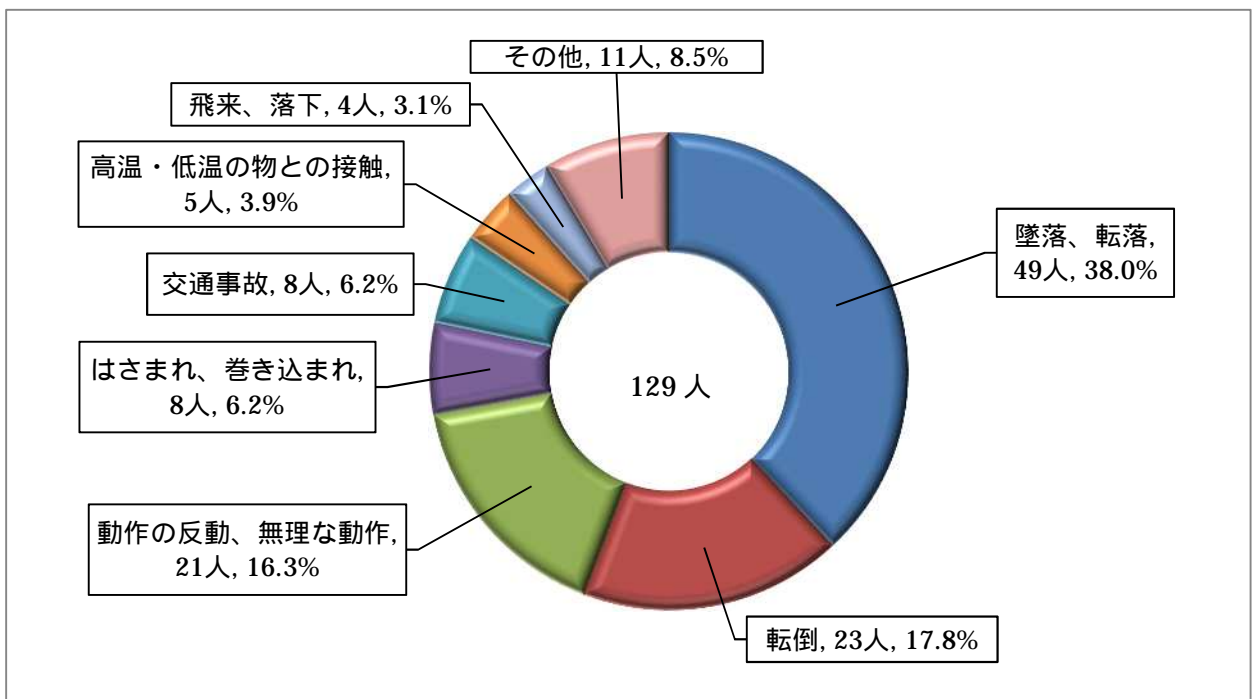
・「はさまれ、巻き込まれ」による災害が、製造業の死傷災害の約4分の1を占めた(25.2%)。

5 建設業における事故の型別死傷災害発生状況



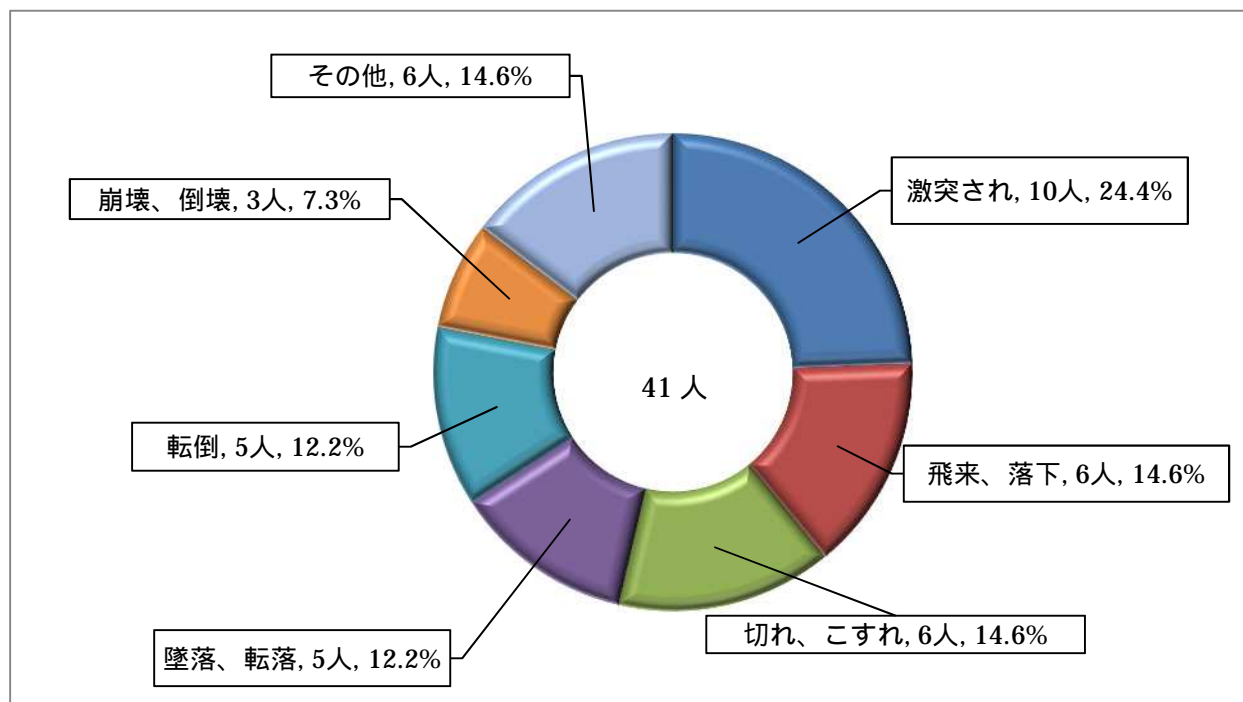
・「墜落・転落」による労働災害が、建設業の死傷災害の3分の1以上を占めた(34.9%)。

6 道路貨物運送業における事故の型別死傷災害発生状況



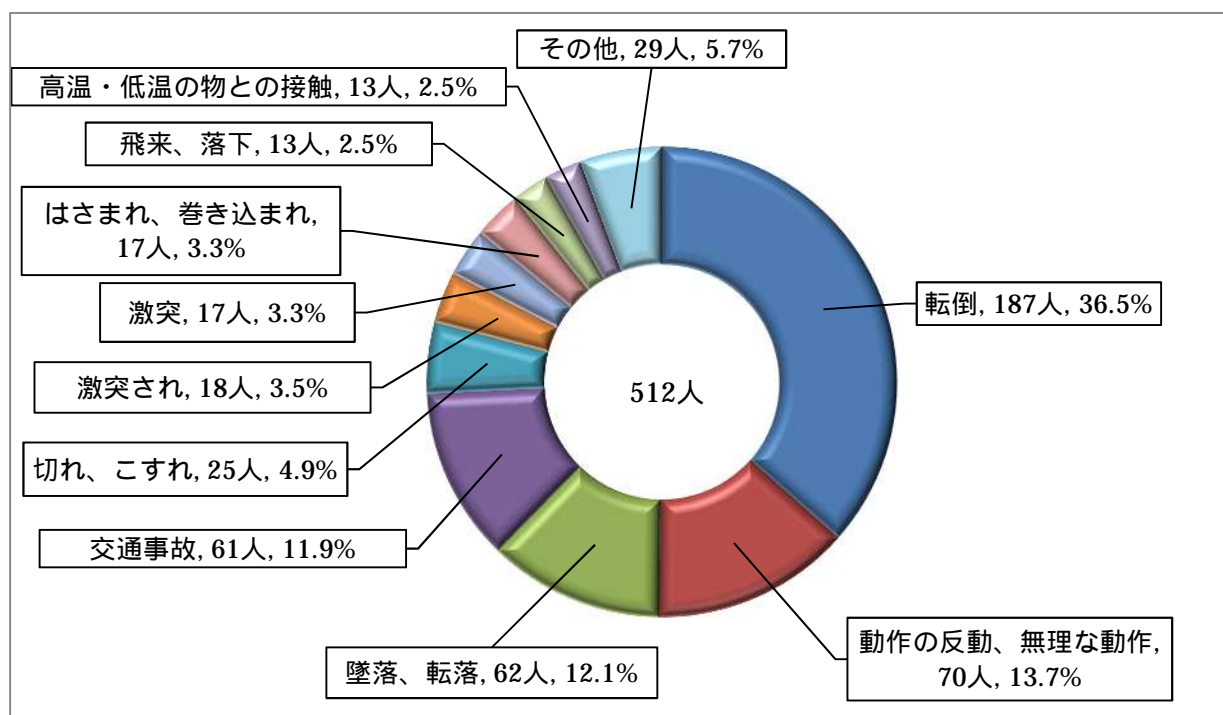
・「墜落・転落」、「転倒」、「動作の反動、無理な動作」3種類の事故の型が、道路貨物運送業の死傷災害の4分の3近くを占めた(72.1%)。

7 林業における事故の型別死傷災害発生状況



・物が主体となって人にあたる事故の型(「衝突され」、「飛来、落下」、「崩壊、倒壊」)の割合が、林業の死傷災害の半数近くを占めた(46.3%)。

8 第三次産業における事故の型別死傷災害発生状況



・労働者の作業行動に起因する労働災害(「転倒」・「動作の反動、無理な動作」)の割合が、第三次産業の死傷災害の過半数を占めた(50.2%)。

9 年齢階層別の死傷災害発生状況



- ・ 60歳以上の年齢階層が最も多かった。
- ・ 50歳以上の年齢階層の割合は、全死傷者数の過半数を占めた(52.4%)。

令和5年度 年末年始無災害運動実施要領

主唱：中央労働災害防止協会
後援：厚生労働省

年末年始 無災害 運動

令和5年度
年末年始無災害運動標語

健康と安全で
幸せつなぐ年末年始

1 趣旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で53回目を迎える。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切である。

本年8月末までの労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く)において、前年同期に比べて休業4日以上死傷者数は、全体で2.4%増加しており、業種別では製造業で1.9%、第三次産業で4.6%増となっている。事故の型別では「転倒」が2.6%、「動作の反動・無理な動作」で7.1%の増加が見られる。

こうした状況の中で、特に年末年始は慌ただしい中で大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施、感染症予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが一層重要となる。

皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思いを新たに、本年度の年末年始無災害運動を展開することとする。

2 実施期間

令和5年12月1日から令和6年1月15日までとする。

3 運動標語

「健康と安全で 幸せつなぐ年末年始」

4 主唱者

中央労働災害防止協会

5 後援

厚生労働省

6 実施者

各事業場

7 主唱者の実施事項

- 1 機関誌、ホームページ等を通じた広報
- 2 報道機関等を通じた周知
- 3 リーフレット等の制作および配布
- 4 小冊子、ポスター、のぼり、デジタルコンテンツ等の頒布・配信

8 事業場の実施事項

(1) 年末年始に実施する事項

- 1 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- 2 安全衛生パトロールの実施
- 3 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- 4 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底、掲示や旗の掲げ替え
- 5 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- 6 年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示

(2) 年末年始に実施状況を確認する事項

- 1 K Y (危険予知) 活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- 2 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- 3 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- 4 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- 5 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- 6 交通労働災害防止対策の推進
- 7 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- 8 健康的な生活習慣(睡眠、食事、運動等)に関する健康指導などの実施
- 9 感染症拡大防止対策の徹底
- 10 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- 11 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- 12 安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

賛助会員募集中

特典

- 研修会が会員価格に
- 安全週間時などにポスター等をお届け
- 定期刊行物の配布
- 会員専用サイトによる安全衛生情報の発信

全ての働く人々に安全・健康を ~Safe Work, Safe Life~

JISHA 中災防

中央労働災害防止協会 (中災防)

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2
【TEL】 03-3452-6449 【E-mail】 koho@jisha.or.jp
お問い合わせは総務部 広報課まで



年末年始の災害防止を徹底しよう！

年末年始は慌ただしく、生活のリズムも変わりやすい時期です。安全で健康に一年を締めくくり、新たな年をスタートできるよう安全衛生活動のポイントを紹介します。

非定常作業時の災害を防ぐ！

大掃除などで一斉に設備を停止した上で点検や修理を行う「非定常作業」では、「はさまれ・巻き込まれ」などの災害に特に注意が必要です。

事前準備

作業計画書の作成、作業の手順・方法の決定などを協力会社や安全衛生担当部門ら関係者が事前に行った上で、リスクアセスメントも実施して調整しましょう。

作業開始前ミーティング

作業の進め方、合図の方法、禁止事項などを確認し、リスク情報を共有しましょう。必要な保護具の着用の確認も忘れずに。



- 1 起動スイッチ等に施錠。複数人で作業する際は各作業者が自分のキーを持つ（ロックアウト）。
- 2 暗い場所は補助照明などで適正な照度を保つ。
- 3 動力を遮断し（電源を切り）、機械設備を完全に停止させ、操作盤等の近くに「点検中のため操作禁止」などの表示をする。
- 4 チェックリストなどを使って漏れなく点検。指差し呼称で手順や安全の状態を確認する。

作業中に不測の事態が生じたら、作業を中断して作業指揮者に報告

合図は大きな声でハッキリと決められた方法で

作業が終了したら…

- 無効にした安全装置、取り外した安全カバーなどをもとに戻して、作業場を整理・整頓。
- ヒヤリ・ハット情報などがあれば、作業指揮者に報告。

脚立作業のポイント



- 1 天板の上に乗らない。脚立にまたがらない。
保護帽や保護手袋を着用する。
- 2 踏さん上で作業する際は、足を軽く開き、脚や膝を軽く天板に当てて体制を安定させる。つま先立ちは危険！
- 3 周囲に「作業中」などの注意喚起の表示をする。
- 4 脚立は原則として2m未満のものを使う。
- 5 脚部に滑り止めの付いた脚立を使用し、開き止め金具を確実にロックする。

感染症予防対策の徹底

感染症拡大防止のための3密（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けながら、効率的に作業を進めることが大切です。



転倒に注意！

慌ただしい年末年始は、転倒などにつながる不安な行動をしがちです。また、雪や凍結した路面も注意が必要です。しっかりと対策をして、安全を確保しましょう。



チェックしてみよう！例えば…

- 通路や出入り口、階段などに物を放置していないか
- 床、通路などの水、油、粉類はその都度取り除いているか
- 安全に移動できるように、十分な明るさ（照度）が確保されているか
- 台車などは、荷が崩れたりしないよう安全に使用しているか
- 階段の滑り止めは外れていないか
- 段差のある箇所や滑りやすい場所に、注意を促すステッカー（標識）を掲示しているか
- 作業靴の底がすり減って滑りやすい状態になっていないか
- 転倒などを予防するための教育を行っているか

冬季の安全運転

交通事故は年の後半に多くなる傾向にあり、特に12月に多発しています。一人ひとりが安全運転を心がけるとともに、毎日のミーティングなどでも繰り返し注意喚起しましょう。

■出発前の準備

- 目的地方面の交通情報や降雪など気象情報を収集。
- タイヤの摩耗状態、燃料の補給、タイヤチェーンの使い方などを事前に確認。冬タイヤでも走行困難になることがあるため、タイヤチェーンは必ず携帯する。

■「急」のつく運転を避ける

- 急ハンドル、急ブレーキ、急発進などは、スピンやスリップの原因になる。時間と心に余裕を持って！

■凍結しやすい場所に注意

- 橋の上、日の当たらない道路、交差点やカーブの手前などは凍結しやすいので、あらかじめスピードを落として徐行運転する。



「年末年始無災害運動」関連 中災防図書・用品



ご購入はコチラ ▶

<https://www.jisha.or.jp/order/index.php>
TEL 03-3452-6401 (出版事業部 受注専用)

12月は職場のハラスメント 撲滅月間です

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、二次元バーコードまたは下記サイトフォームからお申し込みください。
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



あかるい職場応援団
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。 [NOハラスメント](#)



12月はハラスメント撲滅月間です！

愛媛労働局ハラスメント相談窓口

例えば、このようなことでお困りではありませんか？

- 仕事中に性的発言をする上司に困っている。
- 先輩が食事やデートの執拗な誘いをやめてくれない。
- 上司に妊娠を報告したら、辞めてもらうしかないと言われた。
- 育児休業について、上司に相談したら、昇給はないと言われた。
- 同僚の前で、上司から無能扱いする言葉を受けた。
- 自分だけ部署の食事会に誘われない・・・。
- 顧客から商品に不当な言いがかりをつけられ、土下座を要求された。



これらは、ハラスメントにあたります。
会社は、ハラスメント防止に取り組む必要があります。

ひとりで
悩まないで！

愛媛労働局があなたのお力になります！

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください！！ 相談は無料です！

働く人も、企業の担当者も、就職活動中の学生等の方も、ご相談いただけます！

受付時間 **9時00分～17時00分（土日祝日、年末年始を除く平日）**

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。
できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 **089-935-5222・089-935-5208**

住 所 愛媛県松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階



県内の労働基準監督署に設置している下記の総合労働相談コーナーにおいても相談を受け付けます。

名称	所在地	電話番号
松山総合労働相談コーナー	松山市六軒屋町3-27	TEL089(927)5150
新居浜総合労働相談コーナー	新居浜市一宮町1-5-3	TEL0897(37)0153
今治総合労働相談コーナー	今治市旭町1-3-1	TEL0898(32)4560
八幡浜総合労働相談コーナー	八幡浜市江戸岡1-1-10	TEL0894(22)1750
宇和島総合労働相談コーナー	宇和島市天神町4-40	TEL0895(22)4655

就活ハラスメントやカスタマーハラスメントに関して、メールやSNSで相談できます！

厚生労働省
委託事業

ハラスメント悩み相談室

就職活動中等のハラスメント

就活ハラスメントとは、応募する企業やその採用担当者が優越的な立場を利用して、就職活動中やインターンシップ中の学生に行うセクハラやパワハラなどのことを言います。

【具体的な例】

面接で「恋人はいるのか？」と質問されたり、オンライン面接中に「全身を見せて。」と言われた。

内定を出す条件として、就活生に対して、他企業からの内定を辞退するよう「オワハラ」をした。

カスタマーハラスメント

カスタマーハラスメントとは、顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・対応により労働者の就業環境が害されるものを言います。

【具体的な例】

「土下座して謝れ。」と言われた。

「慰謝料を支払ったら許してやるよ。」と要求された。

専門家がメール・SNSから相談を受け付けています。

24時間受付・72時間以内に返信予定 携帯電話・スマートフォンからも受け付けます！

(※土日・祝日、年末・年始(12月29日～1月3日)を含む場合、原則3営業日以内に返信)

相談無料

匿名可

プライバシー厳守

専用WEBサイト

ハラスメント相談室

検索

<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp>

メール相談

受付フォーム <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan/#mail>

SNS相談

LINE友達追加 <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan/#sns>

※電話または対面でのご相談は、愛媛労働局雇用環境・均等室及び県内の労働基準監督署に設置している総合労働相談コーナーでも受け付けています。



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団



Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方



楽しむ冬、休みをつなげて、
もっと楽しく。

年次有給休暇 を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

 厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

●働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト 

年休取得促進
特設サイト▶



Refresh!

もっと自分らしい 働き方 休み方

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例(個人別付与方式の場合)

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 1 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 2 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月~9月の間で3日間 後期=10月~翌年3月の間で3日間
- 3 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 4 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 5 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 6 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇

「一斉付与方式」「交替制付与方式」に関する労使協定の例は『年次有給休暇取得促進特設サイト』をご確認ください ▶



年休取得促進
特設サイト

年5日の年次有給休暇を確実に取得しましょう。

全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要です。

労使協定によって時間単位の年次有給休暇の活用もできます。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

※分単位など時間未満の単位での取得は認められません。また、時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。



キャリアアップ助成金 「正社員化コース」を拡充しました！

2023年11月29日以降における変更点のご案内

「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。

このリーフレットの内容①～④は、2023年11月29日以降に正社員化した場合に適用されます。

正社員化コースとは

有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換等をした場合に助成金を支給します。

拡充 ① 助成金（1人当たり）の見直し

支給対象期間を現行の「6か月」から「12か月」に拡充します。拡充に伴い、6か月あたりの助成額を見直します。

企業規模	現行	拡充
中小企業	57万円	80万円
大企業	42.75万円	60万円

- ※ 現行/中小企業：1期（6か月）で57万円助成。
- ※ 拡充後/中小企業：2期（12か月）で80万円助成。（1期あたり40万円）
- ※ 有期から正規の場合の助成額。無期から正規の場合は上記の半額。
- ※ 1人目の正社員転換時には、③または④の加算措置あり。

拡充 ② 対象となる有期雇用労働者の要件緩和

対象となる有期雇用労働者の雇用期間を現行の「6か月以上3年以内」から「6か月以上」に緩和します。

	現行	拡充
対象となる有期雇用労働者の雇用期間	6か月以上3年以内	6か月以上

- ※ 有期雇用期間が通算5年を超えた有期雇用労働者については、助成額は「無期から正規」の転換と同額とする。

新設**③ 正社員転換制度の規定に関する加算措置**

新たに正社員転換制度の導入に取り組む事業主に対する加算措置を新設します。

正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合

※ 1事業所当たり加算額(1事業所当たり1回のみ)

新設

20万円
(大企業 **15万円**)

1人目の転換時に①+③で
合計100万円
(大企業75万円) 助成

※「無期から正規」の転換制度を新たに規定した場合も同額を加算。

拡充**④ 多様な正社員制度規定に関する加算措置**

多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）制度規定に関する加算額を増額します。

「勤務地限定・職務限定・短時間正社員」制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合

※ 1事業所当たり加算額(1事業所当たり1回のみ)

現行

9.5万円
(大企業 7.125万円)

拡充

40万円
(大企業 **30万円**)

1人目の転換時に
①+④で合計120万円
(大企業90万円) 助成

※「無期から正規」の転換制度を新たに規定した場合も同額を加算。

キャリアアップ計画書について

- ・キャリアアップ助成金をご利用いただくには、事前にキャリアアップ計画書を管轄の都道府県労働局へ提出することが必要です。
- ・③、④の加算措置について、「正社員転換制度」または「多様な正社員制度」を新たに設けた日と当該雇用区分に転換した日のいずれも同一のキャリアアップ計画期間に含まれている必要があります。
- ・2023年10月以降、計画書をチェックボックス式に変更し、記載方法を簡素化しています。
- ・詳細は厚生労働省ウェブサイト等をご確認ください。

<キャリアアップ助成金>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html



<キャリアアップ計画様式・申請様式のダウンロード>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118801_00012.html



障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット

● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます



● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受ける
ことができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など



「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。※詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。か、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		良	2点	良				2点	
		②人材面	特に優良	2点			⑫定着状況	特に優良	6点
	優良		1点	優良				4点	
	良	2点	良	2点					
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点		⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点	
			優良	1点			優良	4点	
		良	2点	良			2点		
		④職務選定・創出	特に優良	2点		⑭キャリア形成	特に優良	6点	
優良	1点		優良	4点					
良	2点	良	2点						
環境づくり	⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点	成果関係の合格最低点					6点 (満点24点)
		優良	1点						
	⑥職務環境	特に優良	2点	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点		
		優良	1点			優良	1点		
	⑦募集・採用	特に優良	2点	情報開示 (ディスクロージャー)	成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良	2点	
		優良	1点				優良	1点	
⑧働き方	特に優良	2点	⑰質的側面		特に優良	2点			
	優良	1点			優良	1点			
⑨キャリア形成	特に優良	2点	情報開示関係の合格最低点					2点 (満点6点)	
	優良	1点							
⑩その他の雇用管理	特に優良	2点	合計の合格最低点					20点 (満点50点)	
	優良	1点							
取組関係の合格最低点				5点 (満点20点)					

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

ともにすすむ

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

～不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくり～ **研修会開催のご案内**

2023年9月25日(月)～2024年3月15日(金) 配信 <https://www.funin-ryoritsu.jp>

不妊治療と仕事との両立の重要性等について理解を深め、「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくり」を進めていただけるよう、自社の従業員の不妊治療と仕事との両立を支援する人事労務担当者、産業医、産婦人科医の方等を対象に、不妊治療の実態や両立支援制度を導入・運用する上での具体的ノウハウなどを内容とした研修会を開催します。

今年度は配信の開始時期を前期・後期と分けています。前期の配信は制度等を中心としたテーマに、後期の配信は事例を中心としたテーマの内容になっています。

WEB配信
視聴無料



不妊治療と仕事との両立支援担当者等向け研修会（9月25日～配信）

前期（9月25日～配信） — 制度等を中心に —

『不妊治療と仕事との両立についての現状(国の施策)等』 ～行政の視点～
厚生労働省 雇用環境・均等局 雇用機会均等課長 安藤 英樹

講
基
演
調

『不妊治療 — 女性活躍のために求められる配慮 —』 ～産婦人科医の視点～
慶應義塾大学 名誉教授、福島県立医科大学 副学長 吉村 泰典 氏

『労働者の不妊治療と仕事との両立に向けて
—「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」、
「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」を通じ、社会保険労務士の視点から—』
～社会保険労務士の視点～
福島通子社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 福島 通子 氏

後期（10月下旬頃～配信予定） — 事例等を中心に —

『不妊治療と仕事の両立 — 少子化時代の働き方改革 —』 ～産業医の視点～
産業医、医学博士、労働衛生コンサルタント 遠藤 源樹 氏

『子どもを望み不妊治療に取り組む人をみんなで応援していける組織へ
— 治療を経て支援事業を立ち上げた当社がいま、支援者と考えたいこと —』
～不妊治療と仕事との両立支援者の視点～
株式会社ライフサカス 代表取締役 西部 沙緒里 氏

不妊治療と仕事との両立に関するマニュアル・ハンドブック

厚生労働省では、「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」と「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」を作成しています。

「マニュアル」は、主に事業主や人事部門向けであり、不妊治療と仕事との両立を支援するための各種制度の導入方法などを紹介しています。

「ハンドブック」は、不妊治療を受ける方、職場の上司や同僚に不妊治療への理解を深めてもらうため、不妊治療の内容や配慮すべきポイントなどを掲載しています。

どちらも下のURLより全文ダウンロードしていただけます。

不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル

- ・不妊治療について
- ・企業が不妊治療と仕事との両立に取り組む意義
- ・両立支援制度導入の手順やポイント
- ・制度導入企業の具体的な事例(20社)
- ・参考情報

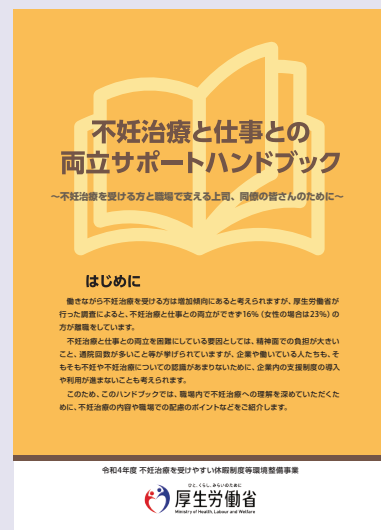
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/30k.pdf>



不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック

- ・データで見る不妊治療と仕事との両立
- ・不妊治療について
- ・職場での配慮のポイント
- ・不妊治療を受けている、受ける予定の人達へ

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/30l.pdf>



愛媛労災特別介護施設「ケアプラザ新居浜」のご案内

ケアプラザとは？

- ▶ 全国に8か所ある労災専門の公的な介護施設です。
- ▶ 土地・建物は国が所有し、運営は厚生労働省から事業委託を受けた「一般財団法人 労災サポートセンター（<https://www.rousaisc.or.jp>）」が行っています。
- ▶ 「ケアプラザ新居浜」は、平成13年に、住友グループ発祥の地で四国有数の工業都市の愛媛県新居浜市に開設され、温暖な気候の瀬戸内海近くに位置しています。

施設の特徴は？

- ▶ 最大84人の入居者が、介護・食事・入浴等のサービスを受けながら生活できます。
- ▶ 約30㎡の個室に、ベッド、バス（一部シャワーのみ）、トイレ、洗面所、簡易キッチン、ナースコールを完備しています。また、重篤な入居者のため、常時介護に対応できる多床室（4人部屋）も設置しています。
- ▶ 看護師が24時間体制で常駐し、介護士等とともに計画的な介護サービスを提供します。また、専任の栄養士と療法士を配置し、適切な栄養管理やリハビリを行います。
- ▶ 労災特有の障がいや傷病等に対応した介護ノウハウの蓄積があります。また、労災に知見のある愛媛労災病院等と連携し、必要な医療にもスムーズにつながります。

誰が入居できる？ 費用は？

- ▶ 労災保険の障害等級または傷病等級が1級から3級の労災年金受給者で、居宅での介護が困難と認められる方が入居できます（60歳以上で障害等級が4級の労災年金受給者で、居宅介護困難な方は、特例的に入居が認められる場合あり。）。
- ▶ 費用は、施設利用料（部屋代、食費、光熱水費等）と介護費の合計額です。
- ▶ 施設利用料は、入居者の年収と、扶養親族の人数に応じ、次のとおりです。

年収（円） ～代表例～	個室の施設利用料（円・月額） 令和5年10月1日改定後の料金			
	扶養親族なし	扶養1人	扶養2人	扶養3人以上
1,200,000	62,000	36,000	36,000	36,000
1,600,000	79,000	46,000	46,000	36,000
2,000,000	115,000	62,000	46,000	46,000
2,800,000	154,000	79,000	62,000	62,000
3,000,000	176,000	97,000	79,000	62,000
3,400,000	198,000	115,000	79,000	79,000

- ▶ 介護費は、いったんご負担いただきますが、後日、同額の介護（補償）給付が厚生労働省から支給されるため、実質的な負担はありません。

当施設についてお尋ねになりたいことがあれば、下記問合せ先まで。

★所在地 〒792-0896 愛媛県新居浜市阿島1丁目3-12

★問合せ 0897-67-1122 総務課（月～金 8:30～17:30）

→公式 Facebook



愛媛労働局からのお知らせです。

令和6年1月31日（水）は、労働保険（労災保険・雇用保険）料の第3期分の納付期限となっています。

事業主の皆様へは、令和6年1月11日頃に納付書をお届けしますので、最寄りの金融機関での納付をお願いします。

御不明な点等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

問合せ先：松山市若草町4-3

愛媛労働局労働保険徴収室（TEL 089-935-5202）